

ナンバープレート（同一番号）再交付

ナンバープレートの全ての文字・数字が読み取りできる状態で返納できることが必要です。

※ナンバープレートが盗難・紛失等により返納できない場合又は、ナンバープレートの全ての文字・数字が読み取りできない場合には、ナンバープレート（同一番号）再交付はできません。

番号変更の手続きが必要となります。

○ナンバープレート（同一番号）再交付に必要な書類

①自動車検査証又は自動車検査証のコピー

②自動車登録（車両）番号標再交付申込書（様式5）

運輸支局又は自動車登録番号標交付代行者（運輸支局の近隣）にて入手

※委任状・印鑑は必要ありません。

○ナンバープレート（同一番号）再交付の手続き方法

1. 自動車検査証又は自動車検査証のコピーを運輸支局に持参する。
2. 自動車登録（車両）番号標再交付申込書（様式5）を記入し、運輸支局登録窓口にて運輸支局の承認を受ける。
3. 自動車登録番号標交付代行者（運輸支局の近隣）へ自動車検査証又は自動車検査証のコピーと、自動車登録（車両）番号標再交付申込書（様式5）を持参し、ナンバープレート代金を支払う。
4. 自動車登録（車両）番号標再交付引換証を受け取る。

↓交付可能日まで4営業日かかります。（土日祝日は休み）

5. 交付可能日に自動車登録番号標交付代行者（運輸支局の近隣）に下記のものを持参し、新しいナンバープレートを受け取る。

①自動車登録（車両）番号標再交付引換証

②返納するナンバープレート

※後面のナンバープレートの交付を受ける場合は、ナンバープレートを取り付ける自動車にて来庁し、自動車検査証を提示し封印を取り付けなければなりません。

自動車登録(車両)番号標再交付申込書 引換証再発行申込書

様式 5

052

①自動車登録番号又は車両番号 ローマ字記入時は下欄にマークして下さい(小型二輪のC、L、Vのみ)

名古屋 500 よ 1234

えんぴつで記入して下さい

<p>②自動車種別</p> <p style="font-size: 2em;">1</p> <p style="font-size: 0.8em;">1. 登録自動車 2. 軽自動車 3. 小型二輪(250cc以上) 4. 軽二輪(125~250cc)</p>	<p>③取付位置</p> <p style="font-size: 2em;">1</p> <p style="font-size: 0.8em;">1. 前面 2. 後面 3. 前後両</p>	<p>④標板の大きさ</p> <p style="font-size: 2em;">2</p> <p style="font-size: 0.8em;">1. 大型 2. 中型 3. 小型</p>	<p>⑤標板の種類</p> <p style="font-size: 2em;">1</p> <p style="font-size: 0.8em;">1. ペイント 2. 字光</p>
<p>⑥管轄補助</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="font-size: 0.8em;">(使用の本拠の位置の属する地名を表示)</p>		<p style="font-size: 0.8em;">(大型標板は、普通自動車で車両総重量が3,000kg以上、最大積載量が8,000kg以上又は乗車定員が3人以上のもの。中型標板は、上記以外の普通自動車・小型自動車並びに軽自動車(小型標板は除く)。小型標板は、軽自動車(分類番号が3、33、6、66、8、88、0、07の車両)と二輪車。なお、不明の場合は運輸支局等又は軽自動車検査協会事務所の窓口で確認して下さい。)</p>	
<p>⑦車台番号</p> <p style="font-size: 2em;">567</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-top: 5px;"></div> <p style="font-size: 0.8em;">(ローマ字記入時は下欄にマークして下さい)</p>			
<p>再交付の理由: き損・汚損・その他()</p>			

<p>運輸局 (軽自動車検査協会)</p>	<p>運輸支局長 運輸監理部長 事務所長</p>	<p>申請日 平成 年 月 日</p>	<p>⑧引換証の再発行</p> <p style="font-size: 0.8em;">1. 引換証</p> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div>
---------------------------	----------------------------------	-------------------------	---

※番号標が盗難、紛失又は欠損等で1文字でも判別できない場合は、再交付できません。

ボールペンで記入して下さい

申込者(所有者又は使用者)

名又は名称: 愛知 太郎

所: 名古屋市 中川区北江町1丁目1-2

代理人

名又は名称: 中部 一郎

所: 名古屋市中区三の丸2丁目2-1

電話番号: 050-5540-2046

事務所記入欄

代行

支局等承認印	番号標回収印

- ☆注意事項☆
1. 登録自動車・小型二輪並びに軽二輪は管轄する運輸支局等、軽自動車は管轄する軽自動車検査協会にて申請してください。
 2. 再交付の番号標は、旧番号標と引き換えでなければ交付できません。従って、再交付の際は、古いナンバープレートを必ずお持ちください。
 3. ペイント、字光式の区別を正しく記入してください。
 4. 枠内は鉛筆で記入してください。申込者欄、代理人欄はボールペン等で記入してください。
 5. 番号標再交付引換証が発行されたあと、申し受けた手数料は返還いたしません。
 6. 番号標再交付引換証が滅失し、き損し又はその識別が困難となった場合は、再発行を受けることができます。なお、この場合には再発行手数料を申し受けます。
 7. 記入された個人情報は、番号標の再交付及び引換証再発行業務以外には使用いたしません。